（密度及び密度補正係数の算定方法）

第九条　密度補正に用いる密度は、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の密度の算定方法の欄に定める方法によつて算定した数とし、同表に掲げるもの以外のものにあつては人口密度（当該地方団体の人口を面積で除して得た数（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下同じ。）によるものとする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	密度の算定方法
都道府県	［一　略］	［略］	［略］
	［削る］		

（密度及び密度補正係数の算定方法）

第九条　密度補正に用いる密度は、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の密度の算定方法の欄に定める方法によつて算定した数とし、同表に掲げるもの以外のものにあつては人口密度（当該地方団体の人口を面積で除して得た数（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下同じ。）によるものとする。

	経費の種類	測定単位	密度の算定方法
都道府県	［一　同上］	［同上］	［同上］
	二　河川費	河川の延長	1　密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、零未満の場合は零とする。）とする。 算式 $\frac{(B + C - D) \times 205{,}000 - (25{,}500 \times A)}{A \times 187{,}000}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B　基礎調査実施箇所数 C　前年度における基礎調査実施箇所の実数 D　前年度における基礎調査実施箇所数 2　基礎調査実施箇所数は、当該都道府県が当該年度に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「土砂災害防止法」という。）第四条第一項の基礎調査を行う箇所数として総務大臣が調査した数とする。 3　前年度における基礎調査実施箇所の実数は、当該都道府県が前年度に土砂災害防止法第四条第一項の基礎調査を行つた箇所数として総務大臣が調査した数とする。 4　前年度における基礎調査実施箇所数は、当該都道府県が土砂災害防止法第四条第一項の基礎調査を行う箇所数として前年度に総務大臣が調査した数とする。